

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：九州防衛局

審議対象期間		平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	
審議対象件数		1,466件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数		4件	(審議概要) 地方調達等 (役務及び物品等) 1 地方調達等発注実績について 2 抽出事案について
地方 調 達 等	一般競争	3件	
	指名競争	0件	
	随意契約	1件	
		意見・質問	回答
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		<p>【地方調達発注実績について】</p> <p>特になし</p> <p>【抽出事案について】</p> <p>○地方調達等について</p> <p>1 [FAC5039横瀬貯油所ほかの 施設測量等業務] (一般競争)</p> <p>・ 応札価格が低い時に、下限と いうような設定はないのか。低 入札価格調査のみか。</p> <p>2 [築城基地ほか1施設の施設 発生物品売払] (一般競争)</p> <p>・ 予定価格算出の際の、市場取 引価格とは、どのようにして出 しているのか。</p>	<p>・ 下限の設定はない。 予定価格の設定については、本 省の積算要領に基づいて算出して いるが、測量調査の場合には工事 等と異なり、材料費等がかかるも のでなく人件費が大きな割合を占 めている。人件費については業者 の努力次第であり、こちらの発注 に対して十分なものができあがれ ばよしと考える。</p> <p>・ 積算資料と建設物価を比較し、 高い方の価格を市場取引価格とし ている。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・売払物品の実測はどのようにして行っているのか。</p> <p>3〔下甌島分屯基地施設発生物品売払い〕 (一般競争：1者応札)</p> <p>・下甌島の場合、海運の経費はどの程度を占めているのか。</p> <p>・1者応札になった理由を説明して下さい。</p> <p>・他に説明しておきたいことはないか。</p>	<p>・当局調達部が実施した工事において発生した物品であり、調達部から提出される報告書を基にしている。具体的には、売払物品を車載して計量したり、単位あたりの重量に長さを乗じて算出されている。</p> <p>・資料上では陸海運の区別はないが、スクラップ額約57万のうち運搬費は約22万、その他の経費と合わせると約半分が諸経費である。</p> <p>・発生材の引渡しを受けたが次の工事に支障があるとして、部隊から早期に処分を行って欲しいとの要望を受けた。 売払い概算額を算定した結果、当該基地単独での売払いが可能であると判断し、売払いを行った。 数千t単位の取引をしている業者も多い中、今回の発生材21tは、業者にとって発生材の量が少ないことに加え、現場が離島であることから、利益が少ない割に経費も手間もかかる取引と考えて入札を控える者が多かったものと推察される。</p> <p>・過去の落札率の実績を見ても、予定価格を下回る業者や予定価格に近い業者があることから、予定価格は適正であると考えている。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>4 [平成23年度鹿屋飛行場周辺の移転補償等に係る不動産鑑定評価業務] (随意契約：企画競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者選定調書について説明をしてください。 ・落札価格が他の事案もそうだが、安くなりすぎる傾向がある。 ・評価方法について説明してください。 ・鑑定料の積算根拠は。 ・全般に言えることだが、安ければいいというものではない。 このままだと正当な報酬がもらえないという状況が発生しないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事案について、平成23年11月1日、企画書の内容を審査要領に基づき、企画内容審査点数表を各企画書毎に作成し、その結果を業者選定審査調書に記載し、審査点数の高い業者を選定している。 ・従来、競争性のない随意契約を行っていた事案であるが、平成21年度から競争性のある企画競争を実施している。 当方の移転措置に係る不動産鑑定評価業務の企画競争では、6割程度以上でほとんどが落札されている。 ・企画内容について、会社等の鑑定実績、担当者の鑑定実績、技術提案書及見積金額毎に審査し、合計点数の高い業者を選定している。 ・平成8年、九州地区用地対策連絡会会長から通知のあった「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により積算している。 ・従来は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により算定し随意契約により実施していたが、透明性及び競争性を確保するため、企画競争を平成21年度から実施しているところで試行中である。 また、今回の事例からだけで正当な報酬が貰えない状況になるか判断は出来ないと考える。

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	・適正な鑑定評価は得られたのか。 ・試行中であるのはわかるが、正当な報酬を支払うというのは「公共契約」にとって大事なことである。	・本事案において、委託業者は、鑑定実績等十分にあり、成果に問題はなかった。 ・企画競争により優秀な業者を選定し、適正に実施していると考えている。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
2. 談合情報案件の処理状況について		
談合情報件数	0件	(審議概要) 該当案件なし
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	